

袖ヶ浦市特定個人情報等の取扱いに関する基本方針

平成27年12月11日

袖ヶ浦市情報化総合推進本部承認

1 特定個人情報等の保護に関する考え方

袖ヶ浦市では、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定より定められた事務のうち、特定個人情報保護評価を実施した事務(しきい値判断を実施した結果、特定個人情報保護評価の実施が義務付けられなかった事務を含む。)において、個人番号及び特定個人情報(以下「特定個人情報等」という。)を取り扱うものとする。

番号法においては、特定個人情報等の利用範囲を制限し、厳格な保護措置を定めていることから、管理体制及び取扱規程等を整備し、職員等に遵守させる等の措置を講じ、適正に特定個人情報等を取り扱う。

2 特定個人情報等の保護方針

特定個人情報等を取り扱う全ての事務において、次に掲げる事項を適切に実施することにより、特定個人情報等の安全管理措置を図るものとする。

(1) 法令遵守

特定個人情報等を取り扱う者は、特定個人情報等の保護に関し、その適正な取扱いに関する以下の法令等を遵守しなければならない。

- ・番号法及び番号法に係る法令
- ・特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等・地方公共団体等編)(平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号)
- ・行政機関の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針について(平成16年9月14日付け総管情第84号総務省)

行政管理局長通知)

- ・袖ヶ浦市個人情報保護条例(平成8年条例第15号)
- ・袖ヶ浦市情報セキュリティポリシー(平成15年策定)

(2) 安全管理措置

特定個人情報等の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のために必要な安全管理措置を講ずるものとする。

具体的な対策については、特定個人情報等の取扱いに関する規程を定め実施するものとする。

(3) 適正な収集・保管・利用・廃棄、目的外利用の禁止

特定個人情報等は、番号法に定められた事務のうち、あらかじめ本人に通知した利用目的の達成に必要な範囲内で適正に収集・保管・利用及び提供するとともに、不要となった特定個人情報等は速やかに廃棄する。

また、目的外利用を防止するための措置を講ずるものとする。

(4) 委託・再委託

特定個人情報等を取り扱う事務の全部又は一部を委託する場合、委託先(再委託先を含む。)において、番号法に基づき本市自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行うものとする。

(5) 継続的改善

この基本方針に基づいた袖ヶ浦市特定個人情報等の取扱いに関する規程及び安全管理措置を継続的に見直し、その改善に努めるものとする。

3 管理体制の整備

市長(CISO)は、特定個人情報等の安全管理について必要な体制を整備するものとする。